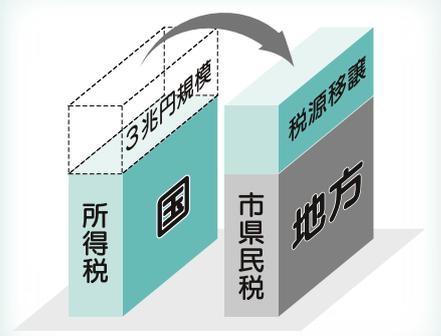


国の税制改正により

あなたの市県民税が大きく変わります



▲国から地方へ

～3兆円の税源が移譲されます～

平成19年6月から 関税務課市民税係 (☎82-1125)

国（所得税）から地方（市県民税）への税源移譲により、多くの人は6月から市県民税が増えますが、増額分ほど、すでに1月から所得税は減っています。

※事業所得者などは、平成20年2月～3月の確定申告時に所得税が減ります。

所得税と市県民税を合わせると、
税源移譲後の税負担総額は変わりません。

ただし、多くの人は、景気回復のため平成11年から実施されていた「定率減税」が廃止されることによる負担増があります。

【平成18年度は、市県民税所得割の7.5%（限度額2万円）が減額されていました】

※その他、実際の納税額には、みなさんの収入の増減等の影響があります。

市税の「夜間・休日納税（相談）窓口」を開設します

夜間窓口

5月24日(木)・25日(金)・28日(月)～31日(木)
17:15～20:00

休日窓口

5月26日(土)・27日(日)
8:30～17:15

●ところ 市役所税務課収納係
【休日・夜間入口(庁舎北側)からお入りください。】

市税の納付は口座振替で

市税の納付は手間がかからず安心・便利な口座振替をご利用ください。手続きは簡単で、一度申し込みをすれば、今後自動的に納付できます。

●問い合わせ先
市役所税務課収納係 (☎82-1126)